

2025年10月 傷害保険等の商品改定のご案内

普通傷害保険や家族傷害保険等の傷害保険等につきまして、2025年10月1日以降保険始期契約より普通保険約款・特約等の改定等を行います。（**保険料の改定はございません。**）

継続契約をご締結されるお客様につきましては、**継続前と継続後のご契約で普通保険約款・特約等が異なります**ので、下記主な改定内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

セコム損害保険株式会社

記

主な改定内容

1. 約款改定

対象商品
普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、行事参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、自転車総合保険（バイコロジー保険）、子ども総合保険、学生総合保険、所得補償保険、医療費用保険

普通保険約款・特約を改定します。主な改定内容は以下のとおりです。

改定項目	改定前	改定後	ご説明				
通院（みなし通院）の見直し	普通傷害保険等では、被保険者が骨折等の傷害を被り、下記【部位】を固定するために下記【器具】を常時装着した場合、実際には通院していなくても通院保険金のお支払いの対象となります（みなし通院）。	普通傷害保険等では、被保険者が骨折等の傷害を被り、下記【部位】を固定するために下記【器具】を常時装着した場合、実際には通院していなくても通院保険金のお支払いの対象となります（みなし通院）。	一般消費者から見た分かりやすさの観点 を踏まえ、自賠責保険・自動車保険に おける取扱いと整合させるため、このみな し通院の対象となる「部位」「器具」の規 定を変更し、かつ固定部位を受傷部位 に限定する要件（受傷要件）を削除す るとともに、一部規定文言について自動 車保険約款との整合を図ります。				
	<table border="1"><thead><tr><th>部位</th><td>①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨・胸骨（体幹部にギプス等を装着した場合に限る。）</td></tr></thead></table>	部位		①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨・胸骨（体幹部にギプス等を装着した場合に限る。）	<table border="1"><thead><tr><th>部位</th><td>①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限る。） ④顎骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限る。）</td></tr></thead></table>	部位	①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限る。） ④顎骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限る。）
	部位	①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨・胸骨（体幹部にギプス等を装着した場合に限る。）					
部位	①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する3大関節部分。 ③肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限る。） ④顎骨または顎関節（線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限る。）						
<table border="1"><thead><tr><th>器具</th><td>ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まない。）</td></tr></thead></table>	器具	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まない。）	<table border="1"><thead><tr><th>器具</th><td>ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限る。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限る。）、ハローベスト</td></tr></thead></table>	器具	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限る。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限る。）、ハローベスト		
器具	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まない。）						
器具	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限る。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限る。）、ハローベスト						
<table border="1"><thead><tr><th>受傷要件</th><td>あり（上記【部位】に傷害を被ることを要件とする）</td></tr></thead></table>	受傷要件	あり（上記【部位】に傷害を被ることを要件とする）	<table border="1"><thead><tr><th>受傷要件</th><td>なし（上記【部位】に傷害を被ることを要件としない）</td></tr></thead></table>	受傷要件	なし（上記【部位】に傷害を被ることを要件としない）		
受傷要件	あり（上記【部位】に傷害を被ることを要件とする）						
受傷要件	なし（上記【部位】に傷害を被ることを要件としない）						

改定項目	改定前	改定後	ご説明								
「配偶者」の定義拡大（同性パートナー）	<p>普通傷害保険等では、普通保険約款・特約の用語の定義にて配偶者の定義を定めています。</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</td> </tr> <tr> <td>親族</td> <td>(規定なし)</td> </tr> </table>	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。	親族	(規定なし)	<p>普通傷害保険等では、普通保険約款・特約の用語の定義にて配偶者の定義を定めています。</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<u>および</u> <u>戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含む。</u></td> </tr> <tr> <td>親族</td> <td><u>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいう。</u></td> </tr> </table>	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <u>および</u> <u>戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含む。</u>	親族	<u>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいう。</u>	<p>近年、各自治体・企業・保険会社が同性パートナーを「配偶者」として扱う動きが広がっていることや、他の保険種類の約款との整合を図るため、普通保険約款・特約の「配偶者」の定義に同性パートナーを含むことを規定します。</p> <p>また、「親族」の定義を新設し、親族の範囲に配偶者が含まれることを明示することにより、「親族」にも同性パートナーである配偶者を含む旨を明確化します。</p>
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。										
親族	(規定なし)										
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <u>および</u> <u>戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含む。</u>										
親族	<u>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいう。</u>										
「危険ドラッグ」の明確化	<p>普通傷害保険等では、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故を補償対象外としています。</p> <table border="1"> <tr> <td>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</td> </tr> </table>	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間	<p>普通傷害保険等では、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故を補償対象外としています。</p> <table border="1"> <tr> <td>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、<u>指定薬物（注）</u>等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 <u>（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいう。</u></td> </tr> </table>	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、 <u>指定薬物（注）</u> 等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 <u>（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいう。</u>	<p>危険ドラッグに対する法律上の規制強化が行われたことを受けて、自動車保険約款では、麻薬等運転免責規定における「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等」に危険ドラッグ（指定薬物）を含む旨明確化されており、傷害保険約款でも危険ドラッグ（指定薬物）を含む旨明確化します。</p>						
麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間											
麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、 <u>指定薬物（注）</u> 等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 <u>（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいう。</u>											
交通乗用具の範囲の整理	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道上を走行する陸上の乗用具（注）」を定めています。 （注）自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト</p> <p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道を有しない陸上の乗用具（注）」を定めています。 （注）自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車^{けん}いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p>	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道上を走行する陸上の乗用具（注）」を定めています。 （注）自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、<u>ガイドウェイバス</u></p> <p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道を有しない陸上の乗用具（注）」を定めています。 （注）自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車<u>（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）</u>、<u>移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）</u>、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p>	<p>自動車保険約款に合わせ、軌道上を走行する「ガイドウェイバス」が、「交通乗用具」であることを明確化するため、「交通乗用具」に「ガイドウェイバス」を追加します。</p> <p>2022年4月27日公布の改正道路交通法において、新たに特定小型原動機付自転車、移動用小型車、遠隔操作型小型車に関する規定が設けられたこと、「身体障害者用の車椅子」が「身体障害者用の車」に改められたことを踏まえ、変更を行います。</p>								

2. 特定感染症危険補償特約における新型コロナウイルスに関する定義の削除

対象商品
普通傷害保険、家族傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、子ども総合保険、学生総合保険

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、2023年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけが「五類感染症」となったことに伴い、特定感染症危険補償特約における「特定感染症」の定義から削除します（本対応に伴う実質的な変更はありません。）。

3. 疾病等の分類項目に関する告示の更新

対象商品
所得補償保険、医療費用保険

精神障害の説明で参照している疾病等の分類項目に関する告示を最新に更新します（本対応に伴う実質的な変更はありません。）。

4. 火災保険の普通保険約款・特約と補償を統一

対象商品
普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、自転車総合保険（バイクロジック保険）、こども総合保険、学生総合保険

物損害系の補償における免責規定や保険の対象の範囲に関する規定、個人賠償責任補償等について、先行して改定を実施済みの火災保険の普通保険約款・特約と補償を統一するために見直しや明確化、特約の新設を行います。主な改定内容は以下のとおりです。

改定項目	改定前	改定後	ご説明
「自然の消耗または劣化」免責の明確化	<p>物損害系の補償では、次の事由や事由によって生じた損害を補償対象外としています。</p> <p>保険の対象の自然の消耗、摩滅、劣化</p>	<p>物損害系の補償では、次の事由や事由によって生じた損害を補償対象外としています。</p> <p>保険の対象の自然の消耗または劣化（<u>日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。</u>）</p>	<p>「自然の消耗または劣化」の免責規定について、火災保険の特約に倣い、悪質な修理業者が関与する保険金の不正請求防止等を目的に明確化します。</p>
物損害系の補償における保険の対象の範囲に関する規定の見直し・明確化等	<p>物損害系の補償では、次に掲げる物を保険の対象の除外物として定めています。</p> <p>①通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに準ずる物</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>⑧携帯電話（注2）、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品</p> <p>⑨携帯式電子事務機器（注3）およびこれらの付属品</p> <p>⑩ラジオコントロール模型およびその付属品</p> <p>⑪その他保険証券記載の物</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>（注2）PHSを含みます。</p> <p>（注3）ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。</p>	<p>物損害系の補償では、次に掲げる物を保険の対象の除外物として定めています。</p> <p>①通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、<u>小切手、手形、乗車券、電子マネー</u>その他これらに準ずる物</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>⑧移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注2）ならびにこれらの付属品</p> <p>⑨<u>ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型</u>ならびにこれらの付属品</p> <p>⑩<u>法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物</u></p> <p>⑪<u>データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物（注3）</u></p> <p>⑫その他保険証券記載の物</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>（注2）「<u>移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器</u>」とは、<u>携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末</u>、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。</p> <p>（注3）<u>OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについてこの補償条項の保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象を含む</u></p>	<p>物損害系の補償における保険の対象の除外物について、火災保険の普通保険約款・特約に倣い、より今日的な内容等とすることを目的に次の手当てを行います。</p> <p>①「手形、電子マネー」「小切手、乗車券（乗車券等・通貨等を保険の対象に含める補償以外）」「ドローンその他の無人航空機」の例示を追加します。</p> <p>②「預貯金証書」「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」の説明の見直しを行います。</p> <p>③「法令により所有・所持が禁止されているもの」「データ、ソフトウェア等の無体物」が含まれない旨を明確化します。</p>

改定項目	改定前	改定後	ご説明
		<u>ものとします。</u>	
借家人賠償責任・修理費用補償における借用戶室の範囲拡大	借家人賠償責任・修理費用補償では、用語の定義にて借用戶室の定義を定めています。 借用戶室 被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供する建物の戸室をいいます。	借家人賠償責任・修理費用補償では、用語の定義にて借用戶室の定義を定めています。 借用戶室 被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供する建物 <u>(注1)</u> の戸室 <u>(注2)</u> をいいます。 <u>(注1) 一戸建を含みます。</u> <u>(注2) 敷地内の物置、車庫その他の付属建物を含みます。</u>	借家人賠償責任・修理費用補償における「借用戶室」について、火災保険の借家人賠償責任補償特約に倣い、戸建てを賃貸する場合に「敷地内の物置、車庫その他の付属建物」を含めることとします。
電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約の新設	-	個人賠償責任の補償に自動付帯する「電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約」を新設します。	誤って線路へ立ち入り、電車を運行不能にさせてしまった場合などの、他人の身体や財物への直接的な損害を伴わない電車等の運行不能に起因する法律上の損害賠償責任を補償する特約を新設します。

5. 保険証券等発送時における約款冊子同封の廃止（「Web約款」による確認等）

対象商品
普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、行事参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、自転車総合保険（バイコロジー保険）、子ども総合保険、学生総合保険、所得補償保険

当社では、お客さまの利便性の向上と環境保護の一環として、インターネットを利用して自宅のパソコン等でご覧いただける「Web約款」サービスを導入するとともに、これまでは、加入時の保険証券発送の際に約款冊子を同封していましたが、サステナブル（持続可能）な社会の実現に向けた「資源の有効利用」等の観点から約款冊子の同封を廃止し、原則「Web約款」で確認いただくこととします。（必要に応じて別途冊子をご請求いただくことも可能です。）

Web約款のご確認方法および約款冊子のご請求方法は、保険証券等に同封のご案内をご覧ください。

以上